

公共建築設計者情報システム（PUBDIS）利用規約 新旧対照表

改定案	現行規程
第1条(総則) 本規程は、公共建築設計者情報システム(以下「PUBDIS」という。)を利用する公共発注機関(以下「甲」という。)、PUBDISの運営を担当する一般社団法人 公共建築協会(以下「乙」という。)、PUBDISに自社のデータを提供する設計事務所等(以下「丙」という。)及び、統計データ等として利用する一般財団法人建築コスト管理システム研究所(以下「丁」という。)の四者に係る、乙が提供する、PUBDISの利用についての一切の關係(丁にあっては、第22条に係る利用に限る。)に適用する。 第2条(目的) PUBDISは、甲が行う官公庁施設や、公共住宅等の建築設計等業務(意匠、構造、設備設計業務、団地計画等)の受託者選定を支援するための資料を提供すること等により、公共建築の質の向上に寄与することを目的として運用する。 第3条(本規程の範囲) 乙がオンラインを通じて随時甲及び丙に発表する諸規程についても本規程の一部を構成するものとする。 第4条(本規程の変更) - 乙は、運用上の必要に応じて本規程を随時変更することができるものとする。 - 前項の変更については、PUBDISホームページ上に1ヶ月表示した時点で全ての利用者が承認したものとみなす。 第5条(利用者) 利用者とは、乙に利用申込を行なった甲、及び掲載申込をし、情報の提供を行っている丙とする。また、乙が甲の要請による代行検索を行なう場合も乙を利用者とみなす。 第6条(利用契約の手続き) - 利用契約の申込みは、所定の申込書により各機関が乙あてに提出する。 - 利用契約は、乙が前項に規程する申込書を受領し、必要な手続きを完了した日に成立するものとする。	第1 条(総則) 本規程は、公共建築設計者情報システム(以下「PUBDIS」という。)を利用する公共発注機関(以下「甲」という。)、PUBDISの運営を担当する一般社団法人 公共建築協会(以下「乙」という。)、PUBDISに自社のデータを提供する設計事務所等(以下「丙」という。)の三者に係る、乙が提供する、PUBDISの利用についての一切の關係に適用する。 第2 条(目的) PUBDISは、甲が行う官公庁施設や、公共住宅等の建築設計等業務(意匠、構造、設備設計業務、団地計画等)の受託者選定を支援するための資料等を提供することにより、公共建築の質の向上に寄与することを目的として運用する。 第3 条(本規程の範囲) 乙がオンラインを通じて随時甲及び丙に発表する諸規程についても本規程の一部を構成するものとする。 第4 条(本規程の変更) - 乙は、運用上の必要に応じて本規程を随時変更することができるものとする。 - 前項の変更については、PUBDISホームページ上に1ヶ月表示した時点で全ての利用者が承認したものとみなす。 第5 条(利用者) 利用者とは、乙に利用申込を行なった甲、及び掲載申込をし、情報の提供を行っている丙とする。また、乙が甲の要請による代行検索を行なう場合も乙を利用者とみなす。 第6 条(利用契約の手続き) - 利用契約の申込みは、所定の申込書により各機関が乙あてに提出する。 - 利用契約は、乙が前項に規程する申込書を受領し、必要な手続きを完了した日に成立するものとする。

公共建築設計者情報システム (PUBDIS) 利用規約 新旧対照表

改定案	現行規程
3 利用契約が成立したときは、乙はユーザーID、パスワード等を速やかに利用者へ送付する。 4 利用契約の有効期間は、入会した当該年度の末日までとするが、期間満了の1ヶ月前までに乙あるいは利用者のいずれからも書面による解約の申し出がない場合は、継続するものとし、以後も同様とする。 第7条(譲渡禁止) 利用者は、PUBDISの利用者として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、担保に供する等の行為はできないものとする。 第8条(変更の届け出) 1 利用者は、住所、組織、担当者等の内容に変更が生じた場合には、速やかに乙に変更の届出をすること。 2 前項の届出がなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、乙は一切の責任を負わない。 第9条(解約) 利用者が利用契約を解約しようとするときは、解約の1ヶ月前までに所定の方法により、乙に申出るものとする。すでに受領した利用料その他の金銭の払戻し等を行わない。 丙が利用を解約した場合には、丙の掲載データ(業務カルテのデータは除く)をデータベースから削除する。 甲が利用を解約した場合には、それまでにPUBDISを利用して収集したデータを甲の責任において、全て破棄するものとする。 第10条(ID及びパスワードの管理責任) 1 利用者は、利用者のID及びパスワードの使用、変更及び管理について一切の責任を持つものとし、当該のID及びパスワードを使用するものに対して本規程を遵守するよう適切な方法を取るものとする。	3 利用契約が成立したときは、乙はユーザーID、パスワード等を速やかに利用者へ送付する。 4 利用契約の有効期間は、入会した当該年度の末日までとするが、期間満了の1ヶ月前までに乙あるいは利用者のいずれからも書面による解約の申し出がない場合は、継続するものとし、以後も同様とする。 第7条(譲渡禁止) 利用者は、PUBDISの利用者として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、担保に供するなどの行為はできないものとする。 第8条(変更の届け出) 1 利用者は、住所、組織、担当者等の内容に変更が生じた場合には、速やかに乙に変更の届出をすること。 2 前項の届出がなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、乙は一切の責任を負わない。 第9条(解約) 利用者が利用契約を解約しようとするときは、解約の1ヶ月前までに所定の方法により、乙に申出るものとする。すでに受領した利用料その他の金銭の払戻し等を行わない。 丙が利用を解約した場合には、丙の掲載データ(業務カルテのデータは除く)をデータベースから削除する。 甲が利用を解約した場合には、それまでにPUBDISを利用して収集したデータを甲の責任において、全て破棄するものとする。 第10条(ID及びパスワードの管理責任) 1 利用者は、利用者のID及びパスワードの使用、変更及び管理について一切の責任を持つものとし、当該のID及びパスワードを使用するものに対して本規程を遵守するよう適切な方法を取るものとする。

公共建築設計者情報システム（PUBDIS）利用規約 新旧対照表

改定案	現行規程
2 利用者のID及びパスワードが他の第三者に使用されたことによって当該利用者が被る損害については、当該利用者の故意過失の有無に関わらず乙は一切の責任を負わない。 また、当該ID及びパスワードによりなされたPUBDISの利用は当該利用者によりなされたものとみなし、当該利用者は利用料金その他の債務の一切を負担するものとする。 3 乙は、電子メールの送信のため、利用者の事前了解をとった上で、利用者のIDをホームページ上に公開することができるものとする。 4 ID 及びパスワードは原則として特定のパソコンでのみ使用できるものとする。 第11条(私的利用の範囲を超える利用の禁止) 1 PUBDISを利用して入手した情報は、利用者の内部資料としての利用に限定する。 2 利用者は、乙が承認した場合を除きPUBDISを利用して入手したいかなる情報も、複製、販売、出版を行なう等内部利用の範囲を超えて使用することはできない。 3 利用者は、前項に反する行為を第三者にさせることはできない。 第12条(その他の禁止事項) 前条の他、利用者は乙のホームページ上で以下の行為を行なってはならない。 (1) 公序良俗に反する行為 (2) 犯罪又は犯罪的行為に結びつく行為 (3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害する行為 (4) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為 (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為 (6) その他法令に反する行為 (7) PUBDISの運用を妨げ、あるいは乙の信頼を損なうような行為 第13条(設備等) 利用者は、PUBDIS及びホームページを利用するに際して、電話回線、機器設備、その他必要なものを利用者の負担において準備するものとし、PUBDISの利用に支障をきた	2 利用者のID及びパスワードが他の第三者に使用されたことによって当該利用者が被る損害については、当該利用者の故意過失の有無に関わらず乙は一切の責任を負わない。 また、当該ID及びパスワードによりなされたPUBDISの利用は当該利用者によりなされたものとみなし、当該利用者は利用料金その他の債務の一切を負担するものとする。 3 乙は、電子メールの送信のため、利用者の事前了解をとった上で、利用者のIDをホームページ上に公開することができるものとする。 4 ID 及びパスワードは原則として特定のパソコンでのみ使用できるものとする。 第11 条(私的利用の範囲を超える利用の禁止) 1 PUBDISを利用して入手した情報は、利用者の内部資料としての利用に限定する。 2 利用者は、乙が承認した場合を除きPUBDISを利用して入手したいかなる情報も、複製、販売、出版を行なう等内部利用の範囲を超えて使用することはできない。 3 利用者は、前項に反する行為を第三者にさせることはできない。 第12 条(その他の禁止事項) 前条の他、利用者は乙のホームページ上で以下の行為を行なってはならない。 (1) 公序良俗に反する行為 (2) 犯罪又は犯罪的行為に結びつく行為 (3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害する行為 (4) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為 (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為 (6) その他法令に反する行為 (7) PUBDISの運用を妨げ、あるいは乙の信頼を損なうような行為 第13 条(設備等) 利用者は、PUBDIS及びホームページを利用するに際して、電話回線、機器設備、その他必要なものを利用者の負担において準備するものとし、PUBDISの利用に支障をきた

公共建築設計者情報システム (PUBDIS) 利用規約 新旧対照表

改定案	現行規程
さないようこれらの機器等を正常に維持するものとする。 第14条(利用料金) 1 PUBDISの利用料金は別に定める「PUBDIS 利用料金規程」による。 2 利用料金等の変更については、事前にPUBDIS ホームページ又は乙が提供する他の方法を通じて発表する。 第15条(PUBDIS の提供) 1 PUBDISに関して、乙がサービスを提供する区域は、日本国内とする。 2 PUBDISは通年サービスを行なうが、年末年始や年度末においては、サービスの停止を行なう場合がある。 3 PUBDISのサービスは原則として24時間可能であるが、以下のいずれかが起こった場合には、利用者に通知することなく一時的にPUBDISの提供を中断することがある。 (1) データベース及びサーバーのシステムの保守を定期的又は緊急に行なう場合。 (2) 火災、停電等によりPUBDISの提供ができなくなった場合。 (3) 地震等の天災によりPUBDISの提供ができなくなった場合。 (4) その他、運用上あるいは技術上乙がPUBDISの一時的な中断が必要と判断した場合。 4 前項各号の事由その他の事由によりPUBDISの中断又は遅延等が発生したとしても、乙はこれに起因して利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。 第16条(PUBDISの提供の中止) 1 乙は3ヶ月の予告期間をもって利用者に通知の上PUBDISの提供を中止することができるものとする。 2 前項の通知はPUBDIS上又は乙が提供する他の方法で3ヶ月表示した時点で利用者が承認したものとみなす。	さないようこれらの機器等を正常に維持するものとする。 第14 条(利用料金) 1 PUBDISの利用料金は別に定める「PUBDIS 利用料金規程」による。 2 利用料金等の変更については、事前にPUBDIS ホームページ又は乙が提供する他の方法を通じて発表する。 第15 条(PUBDIS の提供) 1 PUBDISに関して、乙がサービスを提供する区域は、日本国内とする。 2 PUBDISは通年サービスを行なうが、年末年始や年度末においては、サービスの停止を行なう場合がある。 3 PUBDISのサービスは原則として24時間可能であるが、以下のいずれかが起こった場合には、利用者に通知することなく一時的にPUBDISの提供を中断することがある。 (1) データベース及びサーバーのシステムの保守を定期的又は緊急に行なう場合。 (2) 火災、停電等によりPUBDISの提供ができなくなった場合。 (3) 地震等の天災によりPUBDISの提供ができなくなった場合。 (4) その他、運用上あるいは技術上乙がPUBDISの一時的な中断が必要と判断した場合。 4 前項各号の事由その他の事由によりPUBDISの中断又は遅延等が発生したとしても、乙はこれに起因して利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。 第16 条(PUBDISの提供の中止) 1 乙は3ヶ月の予告期間をもって利用者に通知の上PUBDISの提供を中止することができるものとする。 2 前項の通知はPUBDIS上又は乙が提供する他の方法で3ヶ月表示した時点で利用者が承認したものとみなす。

公共建築設計者情報システム (PUBDIS) 利用規約 新旧対照表

改定案	現行規程
3 乙はPUBDISの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う利用者又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとする。 第17条(利用契約の解除等) 1 利用者が以下のいずれかの項目に該当する場合、乙は当該利用者に事前に通知又は勧告することなく除名処分とし、又はID の使用を一時停止することができる。 (1) 入力されている情報の改ざんを行った場合。 (2) ID 又はパスワードを不正に使用した場合。 (3) PUBDIS の運用を妨害した場合。 (4) PUBDIS の利用料等その他の債務の履行を延滞し、又は支払を拒否した場合。 (5) 利用者が破産の申し立てを行った場合。 2 前項の場合、利用者は当該時点で発生している利用料等乙に対して負担する一切の債務を一括して履行するものとする。 3 本条第1項各号により乙が被害を被った場合、乙は除名処分又はID の使用の一時停止の有無に関わらず、被った損害の賠償を請求できるものとする。 第18条(掲載データの取扱い) PUBDISの掲載データの取扱いについては、「公共建築設計者情報システム掲載データ取扱規程」による。 第19条(掲載データの更新) 1 PUBDISへの丙による掲載データの追加、更新は丙の任意によるものとする。 ただし、業務カルテのデータは原則として変更・追加・更新は行わないものとする。掲載データの更新は原則として随時行う。業務カルテデータの場合は、丙から送付された確認済みカルテ詳細情報と照合し、乙が本登録した時点で更新するものとする。 なお、年度更新作業中等に甲が得た情報が日によって異なっていたとしても丙及び乙は責任を負わない。	3 乙はPUBDISの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う利用者又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとする。 第17 条(利用契約の解除等) 1 利用者が以下のいずれかの項目に該当する場合、乙は当該利用者に事前に通知又は勧告することなく除名処分とし、又はID の使用を一時停止することができる。 (1) 入力されている情報の改ざんを行った場合。 (2) ID 又はパスワードを不正に使用した場合。 (3) PUBDIS の運用を妨害した場合。 (4) PUBDIS の利用料等その他の債務の履行を延滞し、又は支払を拒否した場合。 (5) 利用者が破産の申し立てを行った場合。 2 前項の場合、利用者は当該時点で発生している利用料等乙に対して負担する一切の債務を一括して履行するものとする。 3 本条第1項各号により乙が被害を被った場合、乙は除名処分又はID の使用の一時停止の有無に関わらず、被った損害の賠償を請求できるものとする。 第18 条(掲載データの取扱い) PUBDISの掲載データの取扱いについては、「公共建築設計者情報システム掲載データ取扱規程」による。 第19 条(掲載データの更新) 1 PUBDISへの丙による掲載データの追加、更新は丙の任意によるものとする。 ただし、業務カルテのデータは原則として変更・追加・更新は行わないものとする。掲載データの更新は原則として随時行う。業務カルテデータの場合は、丙から送付された確認済みカルテ詳細情報と照合し、乙が本登録した時点で更新するものとする。 なお、年度更新作業中等に甲が得た情報が日によって異なっていたとしても丙及び乙は責任を負わない。

公共建築設計者情報システム (PUBDIS) 利用規約 新旧対照表

改定案	現行規程
2 前項の場合において著しく事実と異なった情報であるとの報告を受けた場合には、乙は丙に対して情報の修正を求めることができるものとする。 第20条(URL のリンク及び電子メール) 1 PUBDIS の掲載データとして、丙のホームページ等のURL が提供されている場合は、丙が当該ホームページ等へのリンクを承認したものとして扱う。 2 PUBDIS 掲載データとして、丙の電子メールアドレスが提供されている場合は、丙が当該メールアドレスの公表を承認したものとして扱う。 3 本条の1 及び2 を利用した結果についてのトラブル等については乙は責任を負わない。 第21条(個人情報等の管理責任について) 利用者は、掲載データを印刷する場合等、その管理について一切の責任を持つものとする。特に、技術者名、所有資格等の情報の取扱には、厳重な注意を払うものとする。 第22条(統計データ等の取り扱い) 丁は、乙と連携し、PUBDISに登録されたデータの適正かつ効果的な活用の推進等、第2条の目的に資するため、甲、丙の承認を得ることなく、上記データを甲、丙が識別・特定できないように集計、加工及び分析等を行い、統計データ等として作成し、利用できるものとする。 附則 この改定は、令和6年7月10日より適用する。	2 前項の場合において著しく事実と異なった情報であるとの報告を受けた場合には、乙は丙に対して情報の修正を求めることができるものとする。 第20 条(URL のリンク及び電子メール) 1 PUBDIS の掲載データとして、丙のホームページ等のURL が提供されている場合は、丙が当該ホームページ等へのリンクを承認したものとして扱う。 2 PUBDIS 掲載データとして、丙の電子メールアドレスが提供されている場合は、丙が当該メールアドレスの公表を承認したものとして扱う。 3 本条の1 及び2 を利用した結果についてのトラブル等については乙は責任を負わない。 第21 条(個人情報等の管理責任について) 利用者は、掲載データを印刷する場合など、その管理について一切の責任を持つものとする。特に、技術者名、所有資格などの情報の取扱には、厳重な注意を払うものとする。